



消防安第177号
平成17年8月9日

都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・指定都市消防長 } 殿

消防庁防火安全室長



住宅用火災警報器の悪質訪問販売に係る被害防止について

平成16年の消防法改正に伴い、新築住宅においては平成18年6月1日から、既存住宅においては市町村条例で定める日から、全ての住宅に住宅用火災警報器等の設置及び維持が義務づけられることとなります。先般、これに便乗した住宅用火災警報器の不適正取引と考えられる事例が発生し、また、同様の事例が全国に広がるおそれのあることが新聞等で報道されているところです。

つきましては、地域住民に対し住宅用火災警報器に関する普及・啓発を一層推進するとともに、下記により悪質訪問販売等に関する情報提供についても早急に実施されますようお願い致します。

なお、都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知頂くようお願い致します。

記

1 早急に周知が必要な事項について

- (1) 既存住宅への住宅用火災警報器等の設置義務化については、各市町村条例で定める日から適用となるものであること。
- (2) 住宅用火災警報器は、今後、ホームセンター等で容易に購入できる予定であり、消防署では販売していないこと。
- (3) 住宅用火災警報器は、個人でも容易に取り付けが可能であるが、設置を依頼する場合は、事前に見積を取り、工事内容をよく確認するなど納得の上で設置を依頼すべきであること。
- (4) 火災警報器の訪問販売は「特定商取引に関する法律」に基づくクーリング・オフ制度の対象であり、契約後一定の期間は契約の解除が認められていること。
- (5) 悪質訪問販売と疑わしい事例に遭遇した場合は、近くの消費者センター等の窓口に相談すること。

2 消防機関等の対応について

- (1) 上記1に掲げる広報内容については、住宅用火災警報器の普及・啓発に併せて周

知を図るよう努めること。

(2) 悪質訪問販売事案を覚知した場合は、適切に情報を共有し、悪質訪問販売の予防対策を講じる必要があることから、別添フローチャートにより速やかに情報を提供すること。

なお、別添中②及び③の情報提供の手段として用いる書式は、別記様式を使用すること。なお、その際「消火器等の不適正取引に関する情報提供の申し合わせ事項について」（平成4年9月7日付け全消発第210号）の様式1「消火器等の不適正取引に関する情報提供」を使用しても差し支えないものとする。

(3) 情報提供を受けた都道府県消防防災主管課にあっては、必要に応じて管轄区域内の消防本部へ情報を提供すること。

(4) 情報提供を受けた消防本部にあっては、管轄地域の町内会・自治会または民生委員等を通じて速やかに当該地域へ情報を提供すること。

3 悪質訪問販売等の事例について

事例1

一般住宅に男性2名が、「法令が変わり、一般家庭に住宅用火災警報器を設置する義務があるので、今なら定価2万5千円を2万円にする。」と言って、直径約10cmの機器を提示した。「価格が高いので要らない。」と購入しなかった。氏名、会社名をはっきり答えず帰っていった。

事例2

一般住宅に、「一般家庭に住宅用火災警報器を設置する義務がある。他のところではすでに設置しました。」と言って、家に入り台所の天井に機器を設置した。2万円を支払ったところ、領収書を持ってきますと言ったきり戻ってこなかった。

市場価格は、1個数千円である。

既存住宅への設置は、各市町村条例で定められ、現在は義務化されていない。

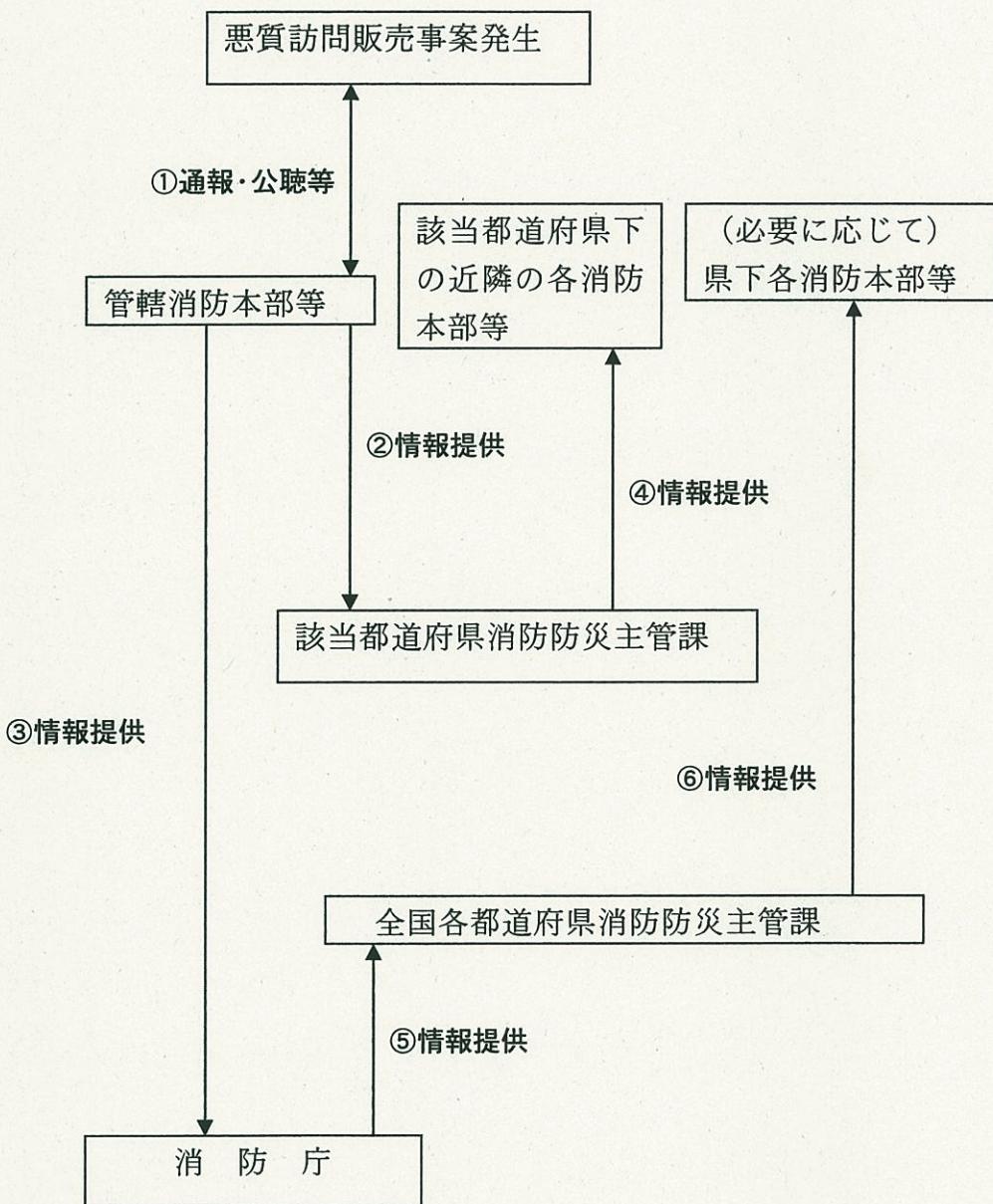
事例3

一般住宅に男性の声で、「一般家庭に住宅用火災警報器の設置が義務付けられた。今なら無償で設置する。その代わり定期的な点検時には費用がかかる。今から訪問してよいか。」との電話があり、待っている旨回答するも、訪問はなかった。

点検は個人で容易に行うことができ、点検業者に依頼しなければできない作業ではない。

別添

住宅用火災警報器等の悪質訪問販売等に関する情報提供手順



別記様式

住宅用火災警報器の悪質訪問販売等に関する情報提供

| | |
|--------|---------------------------------------|
| 送信先 | 発信元 |
| | 消防本部・局 |
| 課 殿 | (担当) 課 係 氏名 【電話() - 】 【FAX() - 】 |

次のとおり住宅用火災警報器の悪質訪問販売等事案について情報提供します。

| | | |
|--------------------|--------------------------------|--|
| 情報 提供 事 案 | 発生日時 | 平成 年 月 日 時 分頃 |
| | 発生場所 | |
| | 管轄消防本部等 (事案発生消防 本部等) | 所在地 _____ 消防本部・局 (担当) 課 係 氏名 【電話() - 】 【FAX() - 】 |
| | 悪質訪問販売等 事案の内容 (概要) | |
| | 悪質訪問販売等 事案の手口 | <input type="checkbox"/> 法令・条例改正、設置義務等 <input type="checkbox"/> 齧迫・強制 <input type="checkbox"/> 消防・町内会等から来た <input type="checkbox"/> 消防職員等と身分を偽る <input type="checkbox"/> その他 () |
| | 悪質訪問販売等 を行った(未遂を 含む)業者名等 | 業者名 _____ 所在地 _____ 代表者 _____ 訪問者 _____ |
| | 備 考 | |

* 悪質訪問販売等事案の手口の欄は、該当項目の□にレをすること。(複数可)